

年齢とともに上がらない安い保険料で充実した保障内容を実現

保険医休業保障共済保険

会員同士の助け合いで営利を求めない休業保障「共済」保険は、高い代理店手数料や生命保険会社の利益を含みません。健康への不安が少ない若い時ほど保険料を低く抑えています。

この機会にぜひ加入をご検討下さい！

募集期間 5/20(火) まで！

加入時の拠出金(保険料)が続きます

4つの特徴

- ① 給付期間が最長730日の充実保障
- ② 入院はもちろん、自宅療養、代診をおいても給付
- ③ 拠出金(保険料)は加入時のまま変わらず、掛け捨てではありません
- ④ 所得補償保険等の加入に関係なく給付

●給付例(傷病休業給付金)

傷病により休業し、30日分の給付を受けたとき

	8口加入	5口加入	3口加入		8口加入
自宅休業の場合	144万円	90万円	54万円	更に	給付金額 3,200万円
入院休業の場合	192万円	120万円	72万円		500日入院休業の場合 連続休業して 1,104万円 ^{追加給付}
	※所定の給付要件・免責期間(5日間)があります				230日入院休業の場合

1口あたりの月額拠出金(保険料)

- ～29歳…2,500円
- ～39歳…2,800円
- ～49歳…3,000円
- ～54歳…3,300円
- ～59歳…3,700円

加入年齢が若いほど有利

※制度改定による変更時は除く

●給付の種類(1口につき)

種類	給付内容
傷病休業給付金	6日目から1日につき6,000円、通算500日限度
入院給付金	入院1日につき2,000円加算、通算500日限度
長期療養給付金	1日につき自宅3,000円、入院6,000円を230日限度復業した日の前日で給付は終了
弔慰給付金	50万円+脱退給付金
高度障害給付金	50万円+脱退給付金
脱退給付金	満期または加入日から3年以上経過後に脱退・減口したとき、所定の給付金額

スタッフに安心の笑顔—労働保険の事務委託は協会へ

従業員を1人でも雇うと労働保険(労災保険・雇用保険)に加入し、保険料を納付する義務があります。保険医協会では厚生労働大臣認可の労働保険事務組合を設立し、面倒な保険料申告や納付、職業安定所への雇用保険の届出などの事務手続きを代行しています

賃金等に対する保険料率

	事業主負担	労働者負担	合計
労災保険	3/1000	0	3/1000
雇用保険	8.5/1000	5/1000	13.5/1000
合計	11.5/1000	5/1000	16.5/1000

こんな時お役に立ちます

- 退職時の最低限の保障 **失業給付**
- 業務中や通勤途上の事故によるケガへの補償 **療養給付・休業給付など**
- 治療後も障害が残ったり、万一死亡した場合の遺族に対する補償 **障害給付・傷病年金・遺族給付など**

安くてスピーディー 協会の事務委託手数料

労災保険のみ委託	年額12,000円
雇用保険被保険者数1～3人	年額12,000円
雇用保険被保険者数4～5人	年額18,000円
雇用保険被保険者数6人以上	年額30,000円

好評受付中 京都銀行提携融資制度

資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率
運転資金	1000万円以内	3年以内	1.275%
設備資金	1億3000万円以内	20年以内	1.275%
新規開業資金	3000万円以内	10年以内	1.475%
子弟教育資金	2000万円以内	7年以内	1.475%

※1000万円までは原則、担保不要。新長期プライムレート連動
※診療報酬振込口座は社保・国保いずれかを指定。大阪府内に28支店あり

資料請求・お申し込みは協会・共済部(☎06-6568-7731)まで